

2021(令和3)年8月18日

緊急事態宣言期間延長に伴う、本協会主催・主管 各種事業の実施について

日頃は、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みをいただき、感謝申し上げます。

7月30日付で政府から8月2日から8月31日を期間とする緊急事態宣言が神奈川県を含む1都1府4県に発令され、県からは20時以降の不要不急の外出自粛徹底・テレワークの徹底等についての「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が発出されました。

これらを受けて、本協会は、新型コロナウイルス感染拡大抑制のための感染防止措置を講じながら、主催・主管 各種事業（試合・会議等）を実施してまいりました。

この度、政府から8月17日付で8月31日までを期間とする緊急事態宣言が9月12日まで延長され、県よりあらためて20時以降の不要不急の外出自粛徹底・テレワークの徹底等についての「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が発出されました。

については、本期間中の本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）について引き続き次のようにすることとしました。

①本期間中の本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）の実施時間は20時までとする。

※会議等Webによるものは除く

②本期間中の本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）は原則無観客・見学なしとする。

③本協会主催・主管 各種事業（試合・会議等）開催時は、ガイドラインを遵守し、感染防止措置を徹底する。

また、かもめパークについては、引き続き20時までの利用となるため本期間中の20時以降の利用予定は全てキャンセルとさせていただきます。詳細はHPでご確認ください。

さらに、本協会事務局職員については、一部在宅勤務・電話対応10時～13時となります。

「各種大会」については、各種別部会にお問い合わせ下さい。

なお、9月13日以降の対応につきましては、新型コロナウイルスの感染状況や各機関の対応等を勘案し、改めてご連絡いたします。